

事務連絡
令和6年12月6日

各保健所設置市薬務主管課 御中

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課

質疑応答の改訂について（訂正）

このことについて、厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課から別添のとおり事務連絡がありましたので、業務の参考に送付します。

なお、別記の関係団体あて別途送付済みであることを申し添えます。

問合せ先
献血・薬物対策グループ 井口、川野邊
電話(045) 210-4972

別記

- ・ 公益社団法人神奈川県医師会
- ・ 公益社団法人神奈川県歯科医師会
- ・ 公益社団法人神奈川県獣医師会
- ・ 公益社団法人神奈川県薬剤師会
- ・ 公益社団法人神奈川県病院協会
- ・ 公益社団法人神奈川県病院薬剤師会
- ・ 一般社団法人神奈川県精神科病院協会
- ・ 神奈川県医薬品卸業協会
- ・ 神奈川県麻薬卸売協会
- ・ 神奈川県製薬協会
- ・ 神奈川県精神神経科診療所協会
- ・ 一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会神奈川支部

事務連絡
令和6年11月29日

各都道府県薬務衛生主管部（局） 御中
各地方厚生（支）局麻薬取締部（支所） 御中

厚生労働省医薬局
監視指導・麻薬対策課

質疑応答の改訂について（訂正）

令和6年10月31日付け医薬監麻発1031第3号本職通知「大麻草採取栽培者に係る免許証等の様式、大麻取扱いの手引き及び質疑応答について」の別添3「大麻草採取栽培者に係る事務の取扱いに関する質疑応答」及び令和6年10月31日付け医薬監麻発1031第5号本職通知「大麻草研究栽培者に係る免許証等の様式、大麻取扱いの手引き及び質疑応答について」の別添3「大麻草研究栽培者に係る事務の取扱いに関する質疑応答」について、下記のとおり訂正いたしますので、関係者への周知方ご配慮をお願いいたします。

記

1 大麻草採取栽培者に係る事務の取扱いに関する質疑応答

【譲渡し】Q21にかかる回答

誤	正
A <u>構いません。ただし、立入検査等の際にすぐに確認できるよう保管して下さい。</u>	A <u>麻薬譲受証についてはメール等で交付し電子媒体で保管しても構いませんが、麻薬譲渡証については原本交付が求められておりますので、メール等での交付はできません。麻薬譲受証を電子媒体で保管する場合は、立入検査等の際にすぐに確認できるよう保管して下さい。</u>

2 大麻草研究栽培者に係る事務の取扱いに関する質疑応答

【譲渡し】 Q37 にかかる回答

誤	正
A <u>構いません。ただし、立入検査等の際にすぐに確認できるよう保管して下さい。</u>	A <u>麻薬譲受証についてはメール等で交付し電子媒体で保管しても構いませんが、麻薬譲渡証については原本交付が求められておりますので、メール等での交付はできません。麻薬譲受証を電子媒体で保管する場合は、立入検査等の際にすぐに確認できるよう保管して下さい。</u>

以 上